

# 湖南省奨学資金給付制度の申請について

この制度は、高等学校等、大学等（該当する学校は3ページ参照）に就学する人の経済的負担を軽減し、地域社会に貢献できる有為な人材の育成を目的としています。

## 奨学資金の種類と額 ※通信制課程の奨学金の額は2分の1

### ■高等学校等奨学金

	奨学金（月額）	通学費	注意事項
公立・国立大学法人・独立行政法人	5,000円	主たる通学手段が公共交通機関の場合、利用にかかる年間通学経費の3分の1（千円未満切り捨て） ※上限12,000円	・通学費の給付申請をする場合は、 <u>定期券の写し等支払ったことがわかるものが必要。</u> ・通学費は年度末に給付。
私立	9,000円		

### ■大学等奨学金

	奨学金（月額）	入学支度金	注意事項
公立・国立大学法人・独立行政法人・私立	15,000円	50,000円	入学支度金の申請は、入学年度のみに限る。

## 受給資格

次の1～4のすべてに該当する人。

- 申請日現在、就学者または保護者が本市に1年以上住所を有すること（この制度を受けるための異動は認められません）。
- 課題（市内でのボランティア活動などへの参加またはレポート）に取り組むこと（4ページ参照）。
- 大学等奨学金については、日本学生支援機構奨学金またはこれらに準ずる奨学金（滋賀県母子・父子・寡婦福祉資金など）の貸与を受けており、日本学生支援機構の給付型奨学金の給付を受けていないこと。**
- 次の（ア）、（イ）のいずれかに該当する人（世帯所得基準額は5ページ参照）。
  - （ア）就学者が属する世帯の申請年度の**前年分所得**※の合計が、生活扶助基準額（障害者加算および母子加算を含む）の1.5倍以下であること。
  - （イ）就学者が属する世帯の申請年度の**当年分所得**※の合計見込額が、失業その他の理由により前年に対して著しく減少し、生活扶助基準額（障害者加算および母子加算を含む）の1.5倍以下であること。この場合、別途提出書類がありますので教育支援課（電話0748-77-6250）にお問い合わせください。

※令和3年度税制改正に伴い、給与所得または公的年金等所得のいずれかがある人は、総所得金額から10万円を控除して算定します。

## 給付付期間および給付方法

### 【給付期間】

当該学校の正規の修業年限とします（高等学校等奨学金は最長3年、大学等奨学金は最長4年。3ページ参照）。  
この奨学金は、毎年度申請書を提出し、給付の決定を受ける必要があります。予約制ではありません。

### 【給付方法】

- 令和6年6月7日(金)～7月5日(金)**に申請書類を受理し、給付が決定した場合は令和6年4月分～令和7年3月分の給付となります。
- 決定者には次のとおり奨学資金を指定の金融機関に振り込みます。入学支度金は9月、通学費は3月に振込予定です。  
4～9月分振込月：9月／10～3月分振込月：3月
- 7月8日以降も随時受付しますが、給付が認められるのは申請日の翌月以降分からです。  
 <<例>>8月1日に申請した場合・・・9月分からの給付となります。

**申請方法** ※書類に不備がある場合は受付できません。 期間に余裕をもって申請してください。

1. 申請用紙配布場所 教育支援課（西庁舎）、各まちづくりセンター、市民学習交流センター、各地域総合センター、人権擁護課、東庁舎1階総合案内、図書館 ※市HPからもダウンロードできます
2. 申請場所 湖南省役所教育支援課社会教育係（西庁舎2階）へ直接お持ちください。  
※提出書類の確認のため、窓口が混み合う場合がありますのでご了承ください。
3. 申請期間 **6月7日（金）～7月5日（金）**の8：30～17：15（土・日曜日を除く）  
**※7月8日以降も随時受付しますが、給付が認められるのは申請日の翌月以降分からです。**
4. 提出書類 このページの**申請時の提出書類**をすべてそろえて申請してください。

**申請時の提出書類** ※原則、住民票および所得証明書の提出は不要です。

	提出書類	説明
1	奨学資金給付申請書(様式第1号) ※用紙は9・10ページ。	6・7ページの記入例(1)を見ながら、漏れなく記入してください。
2	奨学資金給付調書(様式第2号) ※用紙は11ページ。	8ページの記入例(2)を見ながら、漏れなく記入してください。
3	振込先の通帳の写し	奨学資金給付申請書(様式第1号)に記入した振込先の通帳(表紙をめくった見開き部分)の写しが必要です。
4	就学者の在学証明書	在学する学校で申請してください。 ※給付決定後、年間通しての在学を確認するため、再度1月末に在学証明書を提出していただきます。
5	「奨学資金受給にあたっての決意」 ※用紙は13・14ページ	奨学資金受給にあたって、学生生活の目標を書いてください(800字以上)。
6	奨学資金の貸与の決定を証する書類の写し	大学等奨学金の申請のみ必要です。
7	通学定期券等の写し	高校等奨学金の申請者で、通学費の申請をする人のみ必要です。 ※申請には、区間、期間、支払額がわかるものが必要です(領収書は不可)。 <u>定期券を購入するごとに必ず写しをとっておいてください。写しがない場合は給付できませんのでご注意ください。</u> 給付決定後、1月末にこの申請以降に購入した定期券の写しを提出していただきます。

※所得が未申告の場合、審査ができません。必ず事前に申告を済ませてください。

#### 【提出書類に関する注意事項】

1. 審査が必要な場合、上記以外の書類を提出していただくことがあります。以下の場合は住民票の写しおよび所得証明書を提出してください。
  - ・世帯員に令和6年1月1日以降に湖南省に転入した人がいる場合  
→令和6年1月1日時点の住所地で令和6年度所得証明書を申請し、提出してください。
  - ・申請時点で就学者本人が市内に1年以上住んでおり、同一生計の保護者が市外にいる場合  
→保護者について、申請時の住所地で住民票を申請し提出してください。また、令和6年1月1日時点の住所地(市外の場合)で令和6年度所得証明書を申請し提出してください。
  - ・申請時点で保護者が市内に1年以上住んでおり、同一生計の就学者本人が転出している場合  
→就学者本人について、申請時の住所地で住民票を申請し提出してください。また、令和5年中の所得がある場合は、令和6年1月1日時点の住所地(市外の場合)で令和6年度所得証明書を申請し提出してください。

- ※令和3年度税制改正に伴い、給与所得または公的年金等所得のいずれかがある人は、総所得金額から10万円を控除して算定します。
2. 他奨学金や福祉施策等（生活保護など）を受けている人は、この奨学金の給付により一部停止等の影響が出ないかを確認のうえ申請してください。
  3. 兄弟姉妹が同時に申請する場合、2ページの表「2」の書類は1世帯1部の提出とします。それ以外の書類は各就学者の分を提出してください。
  4. 1ページ「受給資格の4（イ）」に該当する場合、別途提出書類がありますので、教育支援課（電話0748-77-6250）にお問い合わせください。

## 給付決定

湖南省奨学資金給付条例に基づき、湖南省教育委員会で申請内容を審査のうえ、給付の可否を決定します。結果は申請者あてに郵送します。

## 該当する学校について

該当する学校は、学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校のうち湖南省奨学資金給付条例施行規則に定める学校です。

◇ 高等学校等奨学金 [受給期間は正規の修業年限、高等学校等奨学金は最長3年]

- ① 高等学校（単位制高等学校は修業年限を3年とします）
- ② 特別支援学校の高等部
- ③ 高等専門学校の第1学年～第3学年
- ④ 中等教育後期課程である学校（中高一貫校の後期課程）

⑤ 専修学校の高等課程

※中学校卒業後に就労を目的として進学する場合に限りです。

美容専修学校、ビジネス学院、女子専門学校、情報処理専門学校、トリマー養成専門学校、科学技術専門学校等の専門学校

⑥ 各種学校（中学校卒業後に進学する場合）

韓国学校高等部、朝鮮高級学校（最長3年）、その他就労を目的として在学する学校

⑦ 高等技芸専門学校（最長2年）

◇ 大学等奨学金 [受給期間は正規の修業年限、大学等奨学金は最長4年]

- ① 大学（最長4年）
- ② 短期大学（最長2年）
- ③ 高等専門学校の第4学年、第5学年、専攻科
- ④ 専修学校の専門課程

※高校卒業後に就労を目的として進学する場合に限りです（最長2年）。

→建設、税理士、情報、調理師、美容師、福祉等の専門学校

※正規の修業年限が3年である看護学校の場合は最長3年。

⑤ 各種学校

※高校卒業後に就労を目的として進学する場合に限りです。

《該当しない例》

- ・ 大学院
- ・ 大学卒業後に入学した場合の専門学校、専修学校
- ・ 就労を目的とせずに入學した場合の専門学校、専修学校
- ・ 予備校
- ・ 外国の大学等への入学や留学
- ・ 警察法、外務省設置法、自治大学設置法で定める学校

## 課題について

給付決定後は、課題に取り組んでください。課題への取組は必須です。原則として①に取り組むものとし、①に参加できない場合は②に取り組んでください。各報告書・レポートは令和7年1月24日（金）までに提出してください。

①市内でのボランティア活動などへの参加（次のうち1つ以上）参加後、報告書を作成・提出してください。

- ・令和7年湖南省二十歳のつどいスタッフ（令和7年1月12日（日）開催予定）

式典当日に運営スタッフとして参加いただきます。

※希望する人は、教育支援課（電話0748-77-6250）に申し込みをしてください。

- ・青春祭（湖南省青少年育成大会の運営スタッフ）（令和6年11月24日（日）開催予定）

大会当日に運営スタッフとして参加いただきます。

※希望する人は、教育支援課（電話0748-77-6250）に申し込みをしてください。

- ・受付時にお渡しするボランティア情報一覧に記載の活動
- ・上記以外に、湖南省内で実施しているボランティア活動への参加でも構いません。  
この場合、日時、場所、主催を詳しく報告書に記入してください。

②レポート「奨学資金受給にあたっての成果報告書」（800字以上）（①に参加できない場合）

【注意】参加していただいても、給付不可となった場合は給付ができませんのでご了承ください。

= 問い合わせ先 =

湖南省教育委員会事務局教育支援課社会教育係（西庁舎2階）

〒520-3195 滋賀県湖南省石部中央一丁目1番1号

電話：0748-77-6250 FAX：0748-77-6253

## 「世帯所得基準額」について

湖南省奨学資金給付制度における「世帯所得基準額」は生活保護法による「生活扶助基準額」の1.5倍です。(下記表は「生活扶助基準額」の年額を1.5倍した金額を表示しています。)

「生活扶助基準額」の算出方法

※生活扶助基準額は平成25年4月基準を適用しています。

年 齢 別 金 額【A】		人 数 別 金 額【B】			
年 齢	金 額	人 数	基 準 額	冬季加算 (11月～3月)	合 計 金 額
0 ～ 2	308,520	1	640,980	19,725	660,705
3 ～ 5	388,980	2	709,560	27,975	737,535
6 ～ 11	502,920	3	786,600	31,800	818,400
12 ～ 19	621,180	4	814,140	34,350	848,490
20 ～ 40	594,360	5	820,620	35,325	855,945
41 ～ 59	563,580	6	827,100	37,575	864,675
60 ～ 69	532,800	7	833,580	39,150	872,730
70 ～	477,360	8	840,060	40,350	880,410
注1: 4人世帯は、年齢別金額の合算額に0.95を乗じる。 注2: 5人以上の世帯は、年齢別金額の合算額に0.9を乗じる。		9	846,540	41,700	888,240
		10	853,020	43,050	896,070
		11	859,500	44,400	903,900
		12	865,980	45,750	911,730

### 【例】

父(50歳)、母(47歳)、姉(22歳)、就学者(19歳)の4人家族の場合

#### ① 家族の該当年齢の金額を年齢別金額【A】から選び、合計します。

父 (50歳) 563,580円  
 母 (47歳) 563,580円  
 姉 (22歳) 594,360円  
 就学者(19歳) 621,180円

小 計 2,342,700円 × 0.95(※)  
 = 2,225,565円 … (ア)

※3人以下の家族の場合は「1」、4人家族の場合は「0.95」、5人以上の家族の場合は「0.9」をそれぞれ掛けます。

#### ② 家族の該当人数の金額を人数別金額【B】から選び、合計します。

4人家族 848,490円 … (イ)

#### ③ 年齢別金額【A】と人数別金額【B】を合計します。

(ア) 2,225,565円  
 (イ) 848,490円

(ア) + (イ) 3,074,055円 … 世帯所得基準額

税の障害者控除(障害者特別控除)を受けている世帯または児童扶養手当を受給されている世帯は、上記の世帯所得金額に加算額を足した額で算定します。

# 記入例(1)

様式第1号 (第6条関係)

## 奨学資金給付申請書

令和6年 月 日

### 教育支援課へ提出する日

湖南省教育委員会 宛

### 就学者の住所・氏名・電話番号を記入

※電話番号は屋間につながる番号を記入。

### 申請者が未成年(18歳未満)の場合は、保護者の住所・氏名・電話番号・申請者との続柄を記入

申請者  
(就学者)

〒  
住所  
氏名  
電話番号

保護者

〒  
住所  
氏名  
電話番号  
申請者との続柄

押印不要

湖南省奨学資金給付条例の規定により奨学資金の給付を受けたいので申請します。

ふりがな		生年 月日	年 月 日生	
就学者氏名				
住所				
種別 (レをつけてください)	<input type="checkbox"/> 高等学校等 ( <input type="checkbox"/> 通学費 ) <small>※通学期間は通学定期等の写しで確認</small>		<input type="checkbox"/> 大学等 ( <input type="checkbox"/> 入学支度金 )	
在学する学校	学校名	国公立・私立		
	学部等	学部	科	学年
	課程	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制		
	入学年月日	年	月	日
	修業期間	年	月から	年 月まで ( 年間 )
他の奨学金の有無等 ※大学等のみ	1. 日本学生支援機構の貸与型奨学金またはこれに準ずる奨学資金の貸与の有無 ・有 (種類と名称： ・無 2. 日本学生支援機構の給付型奨学金の有無 ・有 ・無			

この欄は、大学等の場合のみ記入が必要です。  
必ず、1は「有」、2は「無」でなければなりません。

- ・就学者が成人(18歳以上)の場合は、就学者本人の口座。
  - ・就学者が未成年の場合は、就学者・保護者いずれかの口座。
- ※申請時点の年齢で判断します。

振 込 先	金融機関名							支 店 名	
	口座番号	普通・当座						名 義	(カタカナで記入)

**どちらかに○をつける。**

承 諾 書

奨学資金給付の対象期間中に給付に対する調査確認が必要とされる場合に、私の世帯の課税台帳、住民基本台帳、その他交付決定に必要とする書類について、湖南省教育委員会事務局職員が閲覧することを承諾します。

年            月            日

申請者氏名

保護者氏名

**※必ず、記入した振込先の通帳の写し(表紙をめくった見開き部分)を添付してください。**

## 記入例(2)

様式第2号(第6条関係)

### 奨学資金給付調書

ふりがな				
就学者氏名				
就学者から見た続柄	家族の氏名	就学者との同居・別居の別	生年月日	令和6年4月1日時点の満年齢
	本人	同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	
		同居・別居	年 月 日	

**就学者本人と同居しているか別居しているか記入してください。**

**同一生計にある家族を全員記入してください。**